

航空局職員非違行為事案に係る再発防止検討委員会 中間報告書〈概要〉

第1 非違行為事案の概要

羽田空港の構内営業者に関する東京航空局等への指導・助言等を担当していた航空局職員は、同空港内に航空機格納庫を所有し、ビジネスジェットの整備・運航支援事業を営む（株）Wings of Life に対して、かねてから国有財産使用料の滞納を繰り返すなどしていた同社に対する同使用料の納付督促及び同社の構内営業承認の更新等について便宜を図り、その謝礼として、同社の前代表取締役から、現金等（約 440 万円相当）の供与を受けたとして、平成 27 年 9 月に収賄容疑で逮捕され、起訴されたもの。（その後、再逮捕・追起訴あり。）

第2 本事案発生の背景・原因

1. コンプライアンス上の問題

（1）コンプライアンスリスクの認識の甘さ

たとえ周囲の評価の高い職員であっても非違行為を犯すリスクについて、航空局組織として、その認識が甘く、リスク管理が不適切であった。

（2）本省職員のコンプライアンスに関する取り組み不足

航空局では、従来、職員に対するコンプライアンス研修の実施や綱紀保持の周知徹底等を図ってきたが、職員のコンプライアンス意識の醸成が不十分であった。

（3）所管事業者との接触に関する規範の欠如

職員個人の倫理観に委ねる形で所管事業者への単独の接触を許した結果、所管事業者との関係が濃密化し、所管事業者に取り込まれる結果となった。

2. 組織運営・業務管理上の問題

羽田空港の構内営業者への許認可、監督業務は東京航空局長に権限があるが、本省の施策、方針等に影響を与える可能性が大きいいため、東京航空局は、本省の意向を確認した上で対応することが常態化しており、結果的に、本省と東京航空局の役割分担が不明確のまま、本来職責としない本省職員が独断で対応する余地を与えてしまった。

3. 構内営業承認、国有財産使用許可等の手続の問題

国有財産使用料を滞納した場合における構内営業承認の更新等の取り扱いにつき、航空局において具体的な運用方針を事前に定めていなかったため、同使用料の滞納事実をもって、構内営業者に対し厳格な対応を取ることが困難となっていた。

4. 国有財産使用料の滞納への対処に関する問題

2. と同様、本省及び東京航空局の役割分担が不明確のまま、本来職責としない本省職員が独断で国有財産使用料の滞納に対する督促業務を取り仕切る余地を与えてしまった。

第3 再発防止対策（主要事項）

国土交通省航空局としては、以下の再発防止に向けた対策を講ずる必要がある。

1. コンプライアンスの徹底・強化

（1）「コンプライアンス推進責任者会議」の新設及びリスク管理の徹底を通じたコンプライアンス体制の確立

本省の各課長をメンバーとするコンプライアンス推進責任者会議を設け、業務上のコンプライアンスリスクの洗い出しとその対策を検討し、その内容を反映したコンプライアンス行動計画を策定するとともに、本省職員に対する意識調査を定期的の実施し、その結果を事後の取り組みに反映させることで、継続的な改善を図る。

（2）コンプライアンス研修の抜本的見直し

研修の在り方を抜本的に見直して、体系的に取り組むために全体計画を策定し、対話形式を基本として、コンプライアンスを「自分ごと化」できる取り組みも実践する。

（3）航空局コンプライアンス行動規範の策定

各現場で抱える具体的な課題やリスクを洗い出し、優先的に啓発すべきもの、例えば、所管事業者とのやり取りを行う際の具体的な規範を示して、全職員の実践を促す。

（4）所管事業者との飲食に関する事後報告制度の導入

航空局所属の一定範囲の職員については、所管事業者と飲食を行った場合は、所属長に対して事後報告を徹底させ、報告を怠った場合は、当該職員の人事評価に反映。

（5）職員の人事配置の見直し

利害関係の生じるポストへの職員配置については、所管事業者との癒着を未然に防ぐため、在籍期間を原則2年以内に留め、人事配置の適正化を図る。

2. 本省と地方組織間の組織運営・業務管理の改善

- 国管理空港の構内営業に関して、本省から地方航空局に対して個別案件に係る審査について助言・指導を行う場合は、所属長の署名入りの文書で行い、明確化を図る。
- 各国管理空港の構内営業者に対する対応状況について、本省、地方航空局、空港事務所間で定期会合を開催し、関係者への可視化と情報共有を図る。

3. 構内営業承認、国有財産使用許可等の手続の改善

国有財産使用料を滞納した場合における構内営業承認の更新等の取り扱いについて、航空局の具体的な運用方針を定めて、より客観性、透明性を高めて厳格に対応する。

4. 国有財産使用料の滞納に対する対処方法の改善

使用料を滞納する構内営業者に対して個別に督促を行う場合は、案件毎に予め本省及び地方航空局でチーム編成を行い、担当者の役割を明確にした上で、督促業務を実施する。